

特定施設入居者生活介護等のイメージ

制度の概要

○ 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

○ 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。

- ① 有料老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ③ 養護老人ホーム

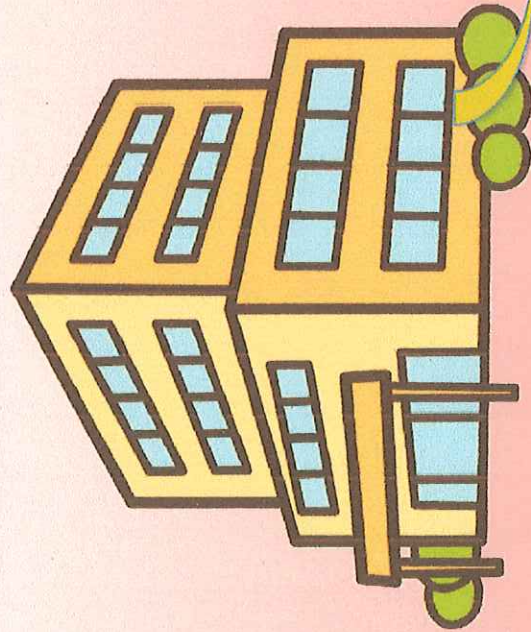
※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

特定施設入居者生活介護

住宅事業者＝介護事業者

包括報酬(要介護度別に1日当たりの報酬算定)

: 自己負担1割、保険給付9割



特定施設が介護を実施

特定施設

- ・有料老人ホーム

(サービス付き高齢者向け住宅で該当するものを含む。)

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

介護保険事業(支援)計画について

- 特定施設入居者生活介護等の必要定員総数については、市町村の介護保険事業計画・都道府県の介護保険事業支援計画(保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期として策定)において記載することとされている。

国の基本指針(法第116条、18.3.31告示314)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

特定施設入居者生活介護の概要【指定権者・対象者等】

制度の概要

○ 特定施設入居者生活介護関連のサービスは、「特定施設入居者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」の3種類があり、さらに、「特定施設入居者生活介護」については、「介護専用型」「混合型」の2類型がある。

○ それぞれのサービスの概要は以下のとおり。なお、都道府県の介護保険事業支援計画において定めた「必要利用定員」を超えるような指定申請については、指定を行わないことができるとされている。

	指定権者	対象者	総量規制の対象
特定施設入居者生活介護 (法第8条第11項)	都道府県	要介護者	利用定員
		要介護者	推定利用定員 (定員数の7割※)
③地域密着型特定施設入居者生活介護 (法第8条第20項)	市町村	要介護者	利用定員
④介護予防特定施設入居者生活介護 (法第8条の2第11項)	都道府県	要支援者	なし

※ 7割を超える範囲で都道府県が定める割合。混合型特定施設には、同じ建物に自立・要支援者が入居しているため、建物全体の利用定員ではなく、推定利用定員をもって総量を算出している。